

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年7月から同年9月まで

申立期間当時、家族の保険料は全て祖父が支払っていた。いついくらとか納付書で支払っていたとかは分からないが、祖父がA市役所へ行って納めていたことは父親から聞いている。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立期間の前後は過年度納付されており、前後を通じて生活環境に大きな変化は認められないことから、申立期間のみ未納とする理由が見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時、家族の保険料は全て祖父が納付していたと述べており、申立人の父親は、「家族の国民年金の加入手続や保険料納付は全て祖父が行っており、息子（申立人）についても、同様に行っていた。」と供述しているところ、オンライン記録によると、申立人の両親は、国民年金加入期間について全て納付されている上、付加保険料も納付されているなど、保険料納付を行ったとする祖父は、国民年金制度への関心があり、国民年金保険料を積極的に納付しようとする姿勢がうかがわれることから、申立人の祖父が申立期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 9 月 10 日から 35 年 2 月 1 日まで
② 昭和 35 年 2 月 22 日から 36 年 11 月 1 日まで

厚生年金保険の記録では、昭和 33 年 9 月 10 日から 36 年 11 月 1 日まで、A社（現在は、B社）とC社に勤務した期間について脱退手当金が支払われたことになっているが、受け取った覚えが無いので支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2年8か月後の昭和39年7月15日に支給されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を請求する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

さらに、申立人が、3回の被保険者期間のうち、申立期間のみを請求し、約4年と長期間である最初の被保険者期間を失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間は、申立期間①と同一の事業所であることから、支給されない期間として存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年9月23日から27年4月1日まで

A社に勤務した昭和25年9月から27年3月までの期間について、脱退手当金が支給された記録になっていることに納得できない。当時は、年金について話に出ない時代だった。そのような時に脱退手当金を受け取っていただければ忘れないと思う。勤務期間も短かったので、退職時には特に諸手当はもらっていないと思う。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和27年4月1日当時の申立人に係る脱退手当金の支給要件は、被保険者期間が6か月以上20年未満の女子が婚姻、分娩のために資格喪失した場合に脱退手当金を支給することとされていたが、申立人は、退職理由について、「姉夫婦の仕事を手伝うためであり、結婚は考えていなかった。」と供述しており、戸籍謄本からも48年3月*日まで婚姻及び分娩の事実は確認できないため、申立人は脱退手当金の支給要件を満たしていない。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険の被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間については、申立期間と同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、2回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和62年11月

申立期間当時は、同じ職場に勤務していたが、会社の都合で、別の会社に事業、社員共に譲渡された。一日も休まず勤めていたが、申立期間は国民年金の加入となった。妻が市役所に出向き、夫婦二人分の手続をして納付した。申立期間が未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、その妻に聴取しても申立期間当時の記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成4年8月頃に払い出されており、申立期間は、未加入期間で保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、申立人の妻は、平成8年6月14日に記録訂正が行われるまでは、申立期間は、国民年金第3号被保険者であり、保険料を納付できない期間である。

加えて、申立人は、「事業の譲渡はあったが会社を退職しておらず、一日も休まずに勤めており、この期間が切れていることがおかしい。」と主張しており、申立期間においては、厚生年金保険加入期間であったという認識が強く、当該期間において、申立人の妻が国民年金の加入手続を行ったものとは推認し難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和62年11月

当時は、夫の扶養家族であったが、夫の会社の都合で、別の会社に事業、社員共に譲渡された。夫は一日も休まず勤めていたが、1か月の国民年金加入となった。国民年金保険料を納めなければならないことは分かっており、私が、市役所に出向き、夫婦二人分の手続をした。私の年金手帳には、国民年金加入の記載があり、未納という記録は間違っていると思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人に聴取しても申立期間当時の記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、オンライン記録によると、平成8年6月14日に記録の訂正が行われており、記録訂正が行われるまでは、申立期間は、国民年金第3号被保険者であり、申立人は当該期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、「夫は、事業の譲渡はあったが会社を退職しておらず、一日も休まずに勤めており、この期間が切れていることがおかしい。」と主張しており、申立人夫婦共に、申立期間においては、厚生年金保険加入期間であったという認識が強く、当該期間において、申立人が国民年金の加入手続を行ったものとは推認し難い。

加えて、申立期間当時、申立人が一緒に手続を行い、納付したとするその夫は、国民年金に未加入である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜国民年金 事案 967

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年8月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年8月から58年3月まで

私は友人から国民年金の任意加入のことを教えてもらったので、昭和54年8月頃、A市役所B支所で加入手続を行って以降は、支所で国民年金保険料を納付し、その際には国民年金手帳に検認印を押してもらった。58年3月にC市に転居してからは、家庭の事情もありすぐに市役所に行けなかったため国民年金保険料は納付していなかったが、しばらくしてから再び保険料の納付を始めた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料を納付した際に若草色の国民年金手帳に検認印を押してもらっていたと供述しているが、申立期間当時の年金手帳はオレンジ色で印紙検認方式ではなかったことから申立内容が不合理である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和60年1月頃に払い出されており、同月11日に任意加入被保険者として資格を取得している上、申立人の夫は、申立期間において共済組合被保険者であったことから、制度上、当該期間を遡って国民年金被保険者資格を取得することはできず、申立期間は未加入期間となり、申立人は、当該期間の保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、国民年金保険料納付状況について、関係人の証言も得られないほか、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年10月1日から31年10月30日まで
私はA社が厚生年金保険に加入していたことは知らなかったし、脱退手当金のことも知らなかった。同僚だった夫と結婚し、自営業を始めた夫の手伝いをするために退職した。当時の同僚の中に、退職した時にタンスをもらった者もいたようだが、私はもらっていない。脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給されていることを意味する表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和31年12月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の前後50名の女性のうち、受給資格がある29名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、17名に脱退手当金の支給記録があり、このうち15名が約6か月以内に支給決定されている上、申立人と脱退手当金支給決定日が同一となっている者がいることから、事業主による代理請求がなされた可能性が否定できない。

さらに、当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 9 月 10 日から 32 年 10 月 19 日まで
当時は駐留軍が撤退し自衛隊と入れ替わる過渡期だった。私は妊娠しており、退職の時期と考え退職したが、脱退手当金の制度は知らなかったし、受け取った記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 32 年 12 月 17 日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給された時期は通算年金制度創設前であり、出産のため退職をした申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年8月14日から29年2月27日まで
② 昭和31年3月7日から32年11月21日まで
脱退手当金をもらった記録になっているが、もらった記憶が無いので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和33年5月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、申立期間の事業所を退職後厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 6 月 1 日から 32 年 8 月 17 日まで
② 昭和 32 年 11 月 21 日から 34 年 10 月 25 日まで
③ 昭和 34 年 11 月 20 日から 36 年 12 月 31 日まで

私は、昭和 30 年から 36 年まで会社勤めをしていた。A 社を退職後の 37 年 8 月 22 日に脱退手当金が支給されたと記録されているとのことであるが、当時は育児が忙しくて外出できず、脱退手当金を受領した覚えが無いので、申立期間について、年金額の計算対象となる厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)にも裁定庁へ回答済みの日付の記載があるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。